

「教育の日(週間)」制定の動向と特質 —都道府県レベルの動向に焦点を当てて—

A Trend and Characteristic of "The Education Day (Week) " Establishment — Focus on the Trend of the Prefectural Level —

住 岡 敏 弘

「教育の日」は、2000年12月の「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」のなかで『「教育の日」を設けるなど、地域における教育への関心と支援を高めるための取組を進める」べきであると提言され、宮崎県でも、2006年以降「みやざき子ども教育週間」が定められている。そこで、本稿は、わが国における「教育の日(教育週間)」の制定動向ならびに特質について、特に都道府県レベルの動向に焦点をあてつつ明らかにする。

キーワード：教育の日、教育週間、教育月間、みやざき子ども教育週間

目 次

- I 課題設定
- II 都道府県レベルにおける「教育の日(週間)」の制定状況
- III まとめ
- IV 参考文献・資料

I 課題設定

本研究は、地方自治体のあいだで広がっている「教育の日(週間)」に焦点を当て、「教育の日(週間)」拡大の背景、近年の動向について明らかにするものである。

「教育の日」は、小渕内閣のもとで、2000年3月に発足した教育改革国民会議が、同年12月に公表した報告「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」のなかで示されている。すなわち、同提案の3つの大きな柱のひとつ「人間性豊かな日本人を育成する」のなかの提言の一つ「教育の原点は家庭であることを自覚する」において、『「教育の日」を設けるなど、地域における教育への関心と支援を高めるための取組を進める」べきであると提言したのである。

宮崎県日之影町では、2003年から11月の第4日曜日を「日之影町教育の日」と定め、町内の小中

学校を保護者や地域住民に開放している。宮崎県でも、2006年以降、毎年10月の家庭の日（第3日曜日）からの1週間を「みやぎ子ども教育週間」と定めている。県民みんなで健やかな子どもたちを育むため、学校では、オープンスクールや文化祭などが、地域では、教育講演会や親子体験イベントなどが開催されてきた。

現在、上述の宮崎県を含め、全国的に、都道府県レベルないしは市町村レベルで、多くの地方自治体が「教育の日」や「教育週間」を定め、地域をあげて教育を振興しようという動きが高まっている。

このように特定の日や週を定めて、教育を振興しようという動きで有名なのは、国際機関や世界各国での「教師の日」の制定である。UNESCOは、1994年に10月5日を「世界教師の日（World Teacher's Day）」と定めている。アメリカでは5月の第1火曜日、韓国では5月15日を教師の日と定めている。中国でも、9月10日を「教師節（先生の日）」と定め、小中高校や大学で新入生が入学する時期にあわせて、教師を尊び教育を重視する雰囲気を作ることが目指されている。

そこで、本稿は、文部科学省生涯学習政策局政策課地域政策室による「平成24年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料」ならびに全国連合退職校長会による「平成24年度『教育の日』の制定状況と事業の充実について」の報告を参照しつつ、わが国における「教育の日（教育週間）」の制定動向ならびに特質について、特に都道府県レベルの動向に焦点をあてつつ明らかにする。

II 都道府県レベルにおける「教育の日（週間）」の制定状況

都道府県による「教育の日（週間）」の制定状況についてまとめたのが表1である。

表1 都道府県レベルにおける「教育の日（週間）」の取り組み状況一覧

①条例等により制定した都道府県

都道府県	実施主体	名 称	期日（期間）	制定根拠条例等
岩手県	岩手県	いわて教育の日	11月1日	いわて教育の日に関する条例
宮城県	宮城県	みやぎ教育の日	11月1日（11月：みやぎ教育月間）	みやぎ教育の日を定める条例
秋田県	秋田県	あきた教育の日	11月1日	「あきた教育の日」を定める要綱
福島県	福島県	ふくしま教育の日	11月1日（ふくしま教育週間：11月1日～7日）	ふくしま教育の日条例
茨城県	茨城県	いばらき教育の日	11月1日（11月：いばらき教育月間）	いばらき教育の日を定める条例
栃木県	とちぎ教育の日実行委員会	とちぎ教育の日	11月第2土曜日	「とちぎ教育の日」実施大綱

「教育の日(週間)」制定の動向と特質—都道府県レベルの動向に焦点を当てて— (住岡敏弘)

群馬県	群馬県	ぐんま教育の日	11月1日	ぐんま教育の日を定める要綱
埼玉県	埼玉県	彩の国教育の日 彩の国教育週間	11月1日 11月1日～7日	彩の国教育の日を定める要綱
石川県	石川県	いしかわ教育の日 いしかわ教育ウィーク	11月1日 11月1日～7日	いしかわ教育の日を定める条例
滋賀県	滋賀県	「滋賀 教育の日」	11月1日	「滋賀 教育の日」を定める要綱
奈良県	奈良県	奈良県教育の日 奈良県教育週間	11月1日 11月1日を含む1週間	教育の日(教育委員会告示)
和歌山県	和歌山県	きのくに学びの日 きのくに学び月間	11月1日 11月	きのくに学びの日を定める要綱
島根県	島根県	しまね教育の日	11月1日(しまね教育ウィーク11月1日～7日)	しまね教育の日を定める条例
岡山県	岡山県	おかやま教育の日	11月1日(教育週間11月1日～7日)	おかやま教育の日を定める条例
広島県	広島県	ひろしま教育の日	11月1日(ひろしま教育ウィーク11月1日～7日)	ひろしま教育の日を定める条例
山口県	山口県	やまぐち教育の日	11月1日(教育週間11月1日～7日)	「やまぐち教育の日」設定趣意書
徳島県	徳島県	とくしま教育の日	11月1日(教育週間11月1日～7日)	とくしま教育の日を定める条例
熊本県	熊本県	くまもと教育の日	11月1日	「くまもと教育の日」を定める要綱(教育委員会決定)
大分県	大分県	おおいた教育の日	11月1日(おおいた教育週間11月1日～7日)	おおいた教育の日条例

②条例等の制定根拠なし

都道府県	実施主体	名称	時期	備考
北海道	道民運動推進協議会	北海道教育の日	11月1日	北海道教育の日制定宣言(「北海道教育の日」制定推進協議会による宣言)
東京都	東京都	東京都教育の日	11月第1土曜日	東京都教育委員会で決定し、知事と教育委員会の連名で公告
兵庫県	兵庫県	兵庫の教育推進月間	11月	
香川県	「かがわ教育の日」実行委員会	かがわ教育の日	11月1日	県内教育等関係団体により構成
愛媛県	「えひめ教育の日」推進会議	えひめ教育の日 えひめ教育月間	11月1日 11月	

高知県	高知県	「志・とさ学びの日」	11月1日	
佐賀県	佐賀県	佐賀県教育週間	11月1日～7日	
長崎県	長崎県	「長崎っ子の心をつめる」教育週間	5月から7月の間の1週間で各学校が設定	
宮崎県	宮崎県教育委員会	みやざき子ども教育週間	10月に実施（1週間）	
鹿児島県	鹿児島県	地域が育む「かごしまの教育」県民週間	11月1日～7日	

出典)「平成24年度生涯学習。社会教育振興施策に関する基礎資料」資料6-1および6-2をもとに筆者が作成

これをみると、29都道府県が「教育の日（週間）」を制定しており、都道府県レベルでは、6割を超える自治体等が「教育の日（週間）」を制定していることがわかる。以下、上記の表1をもとに、都道府県レベルの「教育の日（週間）」の動向について分析していく。

1. 「教育の日（週間）」の期日（期間）と名称について

「教育の日（週間）」の期日（期間）としては、「文化の日」がある11月がほとんどであり、「教育の日」の期日として11月1日を指定している都道府県が圧倒的に多い。「教育の日」と「教育週間（ウィーク）」ないしは「教育月間」を設定している都道府県も多く、「教育週間」は第1週が多く、「教育月間」の場合は、11月全体を通じてということになっている。

また、名称は、県名をひらがな表記したものが多く、また、埼玉県の「彩の国」、和歌山県の「きのくに」、高知県の「とさ」など、古くから使用されている地名を使っている県もある。さらに、「教育の日」や「教育週間」など「教育」ということばが使用されることが多いが、和歌山県や高知県のように「学び」という語でより学習者に焦点を当てた表現をしたり、長崎県のように、「長崎っ子の心をつめる」として子どもの心に焦点を当てたり、鹿児島県のように「地域が育む」と付けることで、「地域」を全面に出している県もある。

2. 条例等の制定根拠の有無について

条例等の制定根拠があるものとなないものに分けてみると、制定根拠がある自治体等が19県であり、根拠がないものが10都道府県であり、根拠を設けている自治体が3分の2を占めている。

さらに制定根拠についてみていくと、条例が10県、要綱が6県、実施大綱、設定趣意書、教育委員会告示がそれぞれ1県である。全体的に根拠としては、県議会の議決を経て制定された条例が最も多い。そこで、平成16年6月16日に公布された『「いばらき教育の日」を定める条例』を一例として紹介する。

「教育の日(週間)」制定の動向と特質—都道府県レベルの動向に焦点を当てて— (住岡敏弘)

「いばらき教育の日」を定める条例

第1条(目的) 県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭、及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図ることにより、豊かな心と確かな学力を備えた明日の茨城を担う子どもたちを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の形成に主体的に参画する人づくりを進めるため、いばらき教育の日を設ける。

第2条(いばらき教育の日) いばらき教育の日は11月1日とする。

第3条(いばらき教育月間) いばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年11月をいばらき教育月間とする。

第4条(県の取り組み) 県は、広くいばらきの教育の日の趣旨を県民に普及させ、県民による教育に関する主体的取組を促進するなど、いばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

第5条(市町村に対する支援) 県は、市町村が行ういばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組について、市町村に対し、必要な助言及び協力を行うものとする。

第6条(県民の取組) 県民は前2条の取組に積極的に参加するとともに、自らいばらき教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

これをみると、県は、「教育の日」の趣旨を積極的に普及させるとともに、市町村の取組に対して助言や協力をを行い、県民の活動を促進するなど、「教育の日」を契機に、県内の教育の振興に積極的な役割を担うことが規定されている。同条例は、6月定例県議会において全会一致で可決された。実際、制定初年度の平成16年度には、11月1日に条例制定記念大会を開催し、さらに「まち全体が学校になる」を合言葉に小・中・高校の学校公開等県内全域で、約2,000の行事が展開された。

一方で、根拠規定のない都道府県について具体的にみても。東京都は、東京都教育委員会で決定し、知事と教育委員会の連名で公告を発している。都議会では、平成14年5月に、「教育の日」制定に関する請願書が、約9,000名の署名簿を添えて提出され、9月定例議会で「教育の日」に関する請願を趣旨採択し、翌年11月には、「教育の日」の宣言文が採択された。こうした流れを受けて、平成16年2月に、都知事と教育委員会が「東京都教育の日」制定を公告したのであった。以下はその公告である。

教育の日制定公告

東京都教育の日の制定について

東京都教育の日を平成十六年二月十二日、次のとおりさだめた。

平成十六年二月二十二日

東京都知事 石原慎太郎

東京都教育委員会

東京都教育の日は、十一月の第一土曜日とする。

また、北海道は、「北海道教育の日」制定推進協議会による「北海道教育の日制定宣言」のなかで、「教育の日」が制定されている。制定推進協議会は、小学校、中学校、高等学校などの校長会および教頭会、幼稚園長会、PTA連合会、日本教育会北海道支部、北海道教育振興会、北海道教育研究所連盟、北海道青少年育成協会、青年会議所、北海道体育協会、経済団体、社会福祉女性団体等、地域の教育関係団体を中心に35団体で構成されている。その宣言文は、以下の通りである。

「北海道教育の日」制定宣言

今日の教育には、子どもたちに、時代の大きな変化の中にあっても、自ら直面する困難に立ち向かい、乗り越えていこうとする力を育てていくことが求められています。

一方、子どもたちの学力低下への懸念、道徳心や規範意識、公共心の希薄さ、家庭や地域社会の教育力の低下などが指摘されています。もとより、教育は、人格の完成を目指すとともに、社会の形成者を育成する使命を持ち、まさに、社会の存立基盤をなすものであります。北海道の未来を託す子どもたちが、明るく生き生きと毎日を過ごし、将来に向かって夢や目標の実現に向けて、自己を高めながら成長していくことは、私たちの願いであり、その環境を整えていくことは、私たちの責務です。

すべての道民が、教育についての理解と関心を高め、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を担い、「北海道の子どもたちは、道民の手で育ていく」という思いをもって、語り合い、行動する契機となる日として、毎年11月1日を「北海道教育の日」とすることを、本日、ここに宣言します。

平成18年11月1日

「北海道教育の日」制定推進協議会

3. 実施主体について

「教育の日（週間）」の実施主体としては、知事部局も含めた都道府県全体で取り組むとしている自治体が24都県で最も多い。その次に多いのが、実行委員会、推進協議会、推進会議といった組織を設立して推進していこうとする自治体である。こうした方式をとるのは、「教育の日（週間）」の根拠規定のない県が多い。（栃木県以外はすべて「根拠規定のない」に該当する県である。）『「とちぎ教育の日」実施大綱』によると、県は、実施事業の後援のみを行うことになっており、県が直接取り組む場合に比べて、消極的な役割分担となっている。また、実行委員会等の組織をとる道県は、中央大会等を行った場合には、その費用負担は、関係団体の負担金等で賄われるため、行事・事業の運営が困難であり、教育委員会の全面的な支援を望む報告も多いと、全国連合退職校長会のアンケート調査は訴えている。また、宮崎県は、実施主体が教育委員会であるが、予算措置は平成20年度までとなっており、現在、教育委員会による大会やイベント等は行われておらず、各学校や地域等に取組がまかされている。

「教育の日(週間)」制定の動向と特質—都道府県レベルの動向に焦点を当てて— (住岡敏弘)

III まとめ

以上、本稿は、文部科学省生涯学習政策局政策課地域政策室による「平成24年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料」ならびに全国連合退職校長会による「平成24年度『教育の日』の制定状況と事業の充実について」の報告を参照しつつ、わが国における「教育の日(教育週間)」の制定動向ならびに特質について、特に都道府県レベルの動向に焦点をあてつつ明らかにしてきた。

都道府県レベルでは、6割を越える自治体等が「教育の日(週間)」を制定していることがわかる。「教育の日(週間)」の期日(期間)としては、11月がほとんどであり、「教育の日」の期日として11月1日を指定している都道府県が圧倒的に多い。また、制定に際しては、条例等の制定根拠がある自治体と、根拠のない自治体に分類することができ、条例等の根拠を設けている自治体が「教育の日(週間)」を制定している自治体のうち3分の2を占めている。最後に、「教育の日(週間)」の実施主体としては、知事部局も含めた都道府県全体で取り組むとしている自治体が24都県で最も多い一方で、実行委員会等の組織をとって「教育の日(週間)」を推進している道県においては、その費用負担は、関係団体の負担金等で賄われるため、行事・事業の運営が困難であり、教育委員会の全面的な支援を望む報告も多いことも明らかになった。

今後は、こうした動向も踏まえ、わが国において、どういった政治的背景のもとに「教育の日」の制定がなされてきたのか、教育政策形成過程の観点から「教育の日(週間)」の制定過程を分析していきたいと考えている。

IV 参考文献・資料

- ① 文部科学省生涯学習政策局政策課地域政策室「平成24年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料」、2012年。
- ② 全国連合退職校長会「平成24年度『教育の日』の制定状況と事業の充実について」、2012年。
- ③ 全国連合退職校長会「平成23年度『教育の日』の制定状況と事業の充実について」、2011年
- ④ 全国連合退職校長会『「教育の日」推進の変遷—10年の歩み—』、2009年。
- ⑤ 教育課題刷新委員会編著『“気迫ある管理”が新しい学校を創る』明治図書、2002年。

